

社会福祉法人 名古屋市西区社会福祉協議会車いす貸出要領

(目的)

第1条 この要領は、名古屋市西区社会福祉協議会（以下「本会」という。）が所有する車いすの貸し出しについて必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象)

第2条 貸出対象は西区内に在住または在勤・在学をし、借入れ、返却に際し本会所在地に來所できる者で以下の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 車いす利用者に対する理解を深めるための車いす体験学習を行おうとする者。
- (2) 西区内で社会福祉を目的とする事業及び社会福祉に関する活動を行う西区内の福祉施設・福祉団体等。
- (3) けがや病気で緊急に車いすを必要とする者。
- (4) その他本会の会長が特別に認めた者。

(貸出制限)

第3条 第2条の規程にかかわらず、営利目的に使用されると思われる者、また、介護保険における要介護認定を受けた者、入院中の者には貸し出しを認めない。ただし、車いすの必要がある者で、介護保険制度等の車いす貸与の利用が困難な場合においては貸し出しを認める。

(貸出期間)

第4条 貸出期間は1週間とする。ただし、本会の会長が特別の事由があると認めるときはこの限りではない。

(使用料)

第5条 使用料は無料とする。

(申し込み)

第6条 貸し出しを受けようとする者は、車いす借入れ申込書（第1号様式）により申し込むものとする。

(事故の予防等)

第7条 貸し出しを受けた者は、資材の使用法を守り事故のないように、また万が一に備え保険等の加入に努めること。万が一事故が発生した場合でも、本会は一切その責任を負わない。

(弁償)

第8条 弁償に関しては、以下のとおりとする。

- (1) 貸し出しを受けた者が、資材を紛失した、または破損した場合は、現品または相当の代金で弁償するものとする。ただし、天災、資材の老朽化等やむを得ない事由による場合はこの限りではない。
- (2) 貸し出し期間経過後、資材の返却を求めてもなお返却しないときは、資材を紛失したものとみなし、前項の規程を適用する。

附則 この要領は、平成12年7月1日より施行する。

附則 この要領は、平成23年7月1日より施行する。